協和市民センター使用料金

令和元年10月1日

		午 前 9:00～12:00	午 後 12:00～17:00	夜 間 17:00～22:00
入場料無料 ～1,500円以下	平　日	6,280 円	10,470 円	10,470 円
	土・日・休日	7,850 円	13,090 円	13,090 円
1,501円以上 3,000円以下	平　日	9,420 円	15,700 円	15,700 円
	土・日・休日	11,770 円	19,630 円	19,630 円
3,001円以上 5,000円以下	平　日	12,560 円	20,940 円	20,940 円
	土・日・休日	15,700 円	26,180 円	26,180 円
5,001円以上	平　日	15,700 円	26,170 円	26,170 円
	土・日・休日	19,620 円	32,720 円	32,720 円
舞台のみ使用	平　日	3,140 円	5,230 円	5,230 円
	土・日・休日	3,920 円	6,540 円	6,540 円
素舞台使用	平　日	1,880 円	3,140 円	3,140 円
	土・日・休日	2,350 円	3,920 円	3,920 円
楽屋、主催者控室		一室一回 1,040 円		
冷暖房料		3,760 円	6,280 円	6,280 円

ホール以外使用料

		入場無料～ 1,500円円以下	1,500円以上 3,000円以下	3,001円以上 5,000円以下	5,001円以上	冷暖房料
第1研修室	午 前　9:00～12:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
	午 後　12:00～17:00	2,610 円	3,910 円	5,220 円	6,520 円	1,560 円
	夜 間　17:00～22:00	2,610 円	3,910 円	5,220 円	6,520 円	1,560 円
第2研修室	午 前　9:00～12:00	940 円	1,410 円	1,880 円	2,350 円	560 円
	午 後　12:00～17:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
	夜 間　17:00～22:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
小会議室	午 前　9:00～12:00	940 円	1,410 円	1,880 円	2,350 円	560 円
	午 後　12:00～17:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
	夜 間　17:00～22:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
シルバーホール	午 前　9:00～12:00	940 円	1,410 円	1,880 円	2,350 円	560 円
	午 後　12:00～17:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
	夜 間　17:00～22:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
若者ホール	午 前　9:00～12:00	940 円	1,410 円	1,880 円	2,350 円	560 円
	午 後　12:00～17:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円
	夜 間　17:00～22:00	1,570 円	2,350 円	3,140 円	3,920 円	940 円

使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含みます。
入場料等とは、入場料、チケット代、会費、寄付金、負担金などです。
入場料等が2種類以上ある場合は、最高金額を算定基準とします。
「舞台のみ使用」とは、準備、仕込み、リハーサルなどで、客席を使用しない舞台使用の場合に適用となります。
「素舞台使用」とは、場当たりなどで、舞台職員がつかずに作業灯のみで舞台使用の場合に適用となります。
「舞台のみ使用」と「素舞台使用」は、興業目的の場合は適用されません。
使用時間の延長または繰上げの使用料は、各使用区分の3割増しです。ただし、延長繰上げは1時間を限度とします。

減免該当	ホール棟			研修棟		
	使用料	冷暖房料	付属設備	使用料	冷暖房料	付属設備
1. 市及び市の機関の事業として使用するとき	無料	無料	無料	無料	無料	無料
2. 市内の小学校及び中学校が教育目的のために使用するとき。	無料	無料	無料	無料	無料	無料
3. 市内の芸術文化団体が営利を目的とせず、かつ、市内の芸術文化振興のために使用するとき。（1,500円を超える入場料を徴収する場合を除く）	1/2	全額徴収	全額徴収	無料	全額徴収	全額徴収
4. 市内の社会教育団体が社会教育目的のために使用するとき。	全額徴収	全額徴収	全額徴収	無料	無料	無料
5. 市内の公益団体が公益のために使用するとき。	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額
6. その他市長が特に必要と認めた場合。	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額	市長が認める額